

## 「FaRao PRO」サービス利用規約

日本コロムビアグループ株式会社（以下「NCG」といいます。）は、NCG が提供するアプリケーション「FaRao PRO」（以下「本件アプリ」といいます。）および本件アプリによって NCG が提供するウェブキャストサービス（以下「本件サービス」といいます。）の利用に関して、以下のとおり「FaRao PRO サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定めます。なお、本規約は、NCG が発表する本件アプリの改訂版および更新版ならびにこれに伴い変更または追加される本件サービスにも自動的に適用されます。

### 第1条（定義）

本規約において使用される用語は、以下の各号のとおり定義されます。

- (1) 「利用者」とは、「FaRao PRO サービス利用申込書」（以下「申込書」といいます。）記載の利用者（法人または個人）をいいます。
- (2) 「本件サイト」とは、本件アプリ、または、本件アプリを配布する App Store、Google Play のアプリケーション説明文から遷移できる本件アプリの公式サイトをいいます。
- (3) 「利用契約」とは、利用者と NCG との間で締結される、本件アプリおよび本件サービスの利用に関する契約をいいます。
- (4) 「本件システム」とは、NCG が、本件サービスの提供を目的として開発したシステム（同システムの運用に必要なバックアップセンターサーバを含みます）をいいます。
- (5) 「個別規約」とは、NCG が本件サイトに掲載する、本件アプリおよび本件サービスに関する注意事項その他本規約に関する個別の規約をいい、個別規約は本規約の一部を構成します。本規約と個別規約の内容が矛盾する場合には、個別規約が優先して適用されます。

### 第2条（利用契約の成立）

1. 利用者は、申込書に所定の事項を記載のうえ、NCG に提出するものとします。
2. NCG は、申込書の記載内容に基づき利用契約の締結にかかる審査を行うものとし、利用契約は、当該審査の結果、NCG が利用者に対して、本件サービスの利用を承諾したときに、本規約および申込書の記載内容により成立します。
3. NCG は、前項の審査において独自の基準で判断を行うものとし、利用者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用者の申込を拒絶することができるほか、利用契約成立後に同様の判断をした場合には、利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、利用者は NCG の判断に対して、一切の異議を申し立てないものとします。

- (1) 申込書に虚偽の事項が記載された場合。
  - (2) 本規約に違反するおそれがある場合。
  - (3) 過去に本規約その他 NCG との間で締結する契約に違反した場合。
  - (4) 反社会的勢力との取引もしくはこれに類する行為をしたことがあり、または現に反社会的勢力に所属する場合。
  - (5) 前各号のほか、NCG が不適当と判断する場合。
4. 利用者は、申込書に記載した事項に変更があった場合（法人の合併による場合を含みます。）には、NCG に対し、すみやかにその旨を届け出るものとし、NCG が必要とする場合には、当該変更の事実を証する書面を NCG に提出するものとします。利用者が本項に定める届出をしなかったことにより、本件サービスを利用できないなどの不利益を被った場合、NCG は一切の責任を負いません。
5. NCG は、利用者に対して、本件サイトへのアップロードその他 NCG が別途指定する方法で告知することにより、本規約を随時変更することができます。このとき、利用契約の条件は、変更後の規約が適用されます。

### 第3条（通知）

1. NCG から利用者への通知は、本サイト上の表示、発行物、電子メールその他 NCG が適当と判断する方法で行います。
2. NCG からの電子メールによる通知は、申込書に記載したメールアドレスあてに送信した時点で完了するものとします。利用者が、誤ったメールアドレスを登録し、もしくは未登録であったこと、電子メールを確認しなかったこと、または通信状況の不具合による不到達について、NCG では一切の責任を負いません。

### 第4条（ID 等）

1. NCG は利用者に対して、利用契約の成立後、本件サービスの利用において利用者を識別するための ID およびパスワード（以下「ID 等」といいます。）を付与するものとし、利用者は、ID 等の取り扱いについて管理責任を負うものとします。
2. 利用者は、ID 等を第三者に譲渡、貸与または開示してはなりません。
3. 利用者は、ID 等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用に起因する損害について自ら責任を負います。万一、これらの事由により NCG に損害が生じた場合、利用者は当該損害を賠償する責任を負います。
4. 利用者は、ID 等が第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、ただちに NCG に通知し、NCG の指示に従うものとします。利用者が本項の通知を行わなかったことにより、本件サービスを利用できないなどの不利益を被った場合、NCG は一切の

責任を負いません。

#### 第5条（本件サービス）

1. 利用者は、本規約および個別規約の内容に従い、本件サービスを利用することができます。なお、本件サービスの内容は、NCG がその時点で提供可能な範囲のものとし、NCG は、事前に利用者に通知することなく、本件サービスの全部または一部の変更および追加ができるものとします。
2. NCG は、前項に定める本件サービスの変更等により利用者に生じた損害について、いかなる責任も負いません。

#### 第6条（本件アプリの使用許諾）

1. NCG は利用者に対して、本規約、および、利用者が本件アプリを App Store でダウンロードした場合は「ITUNES STORE、APP STORE および IBOOKSTORE 販売規約」に、Google Play でダウンロードした場合は「Google Play 利用規約」にそれぞれ定めるところにより、日本国内において本件アプリを使用する非独占的かつ譲渡不能な権利を許諾するものとします。
2. 利用者は、本件アプリを改変、翻案、リバースエンジニアリング、デコンパイルおよび逆アセンブルしてはならないものとします。
3. 利用者は、本条の規定により NCG に許諾された権利を第三者に譲渡、貸与その他再許諾してはならないものとします。

#### 第7条（本件システムの運用監視・保守）

1. NCG は、本件システムについて、その稼動状況を監視し、障害等の異常発生時に遠隔による修理、保守作業、および、必要に応じて利用者に対する報告を行うものとします。ただし、本件システム上で動作する本件アプリの停止、再起動等、本件サービスを利用するために必要となる、本規約に定める以外の作業については、利用者が行うものとします。
2. NCG は、原則として、以下の各号の事項に該当する場合、事前に利用者に通知することにより、本件システムの全部または一部を停止することができるものとします。ただし、NCG が緊急のためやむを得ないと判断する場合は、この限りではありません。
  - (1) 天災地変などの不可抗力により、本件サービスの提供が困難となった場合。
  - (2) 本件サービスの維持に不可欠な保守点検または各種調整を行う場合。
  - (3) 本件システムに突発的な故障等が発生した場合。
  - (4) 前各号のほか、本件サービスの運営上必要と NCG が判断する場合。

3. NCG は、本条に基づく本件システムの停止により利用者に発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 8 条（利用者の義務）

1. 利用者は、本件アプリおよび本件サービスを利用して送受信する情報、データ等について、本件システムの故障等によるデータ等の消失、損壊を防止するために、自己の責任においてバックアップ等の必要な措置を講じるものとします。

2. 利用者は、本件アプリおよび本件サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を自ら行ってはならないものとします。

(1) コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用または提供する行為。

(2) NCG もしくは第三者の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。

(3) NCG もしくは第三者を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を毀損する行為。

(4) 本人の同意を得ることなく、または不正な手段により第三者の個人情報もしくは公開されていない情報を収集する行為。

(5) 通信妨害、通信傍受、本件システムへの侵入にあたる行為。

(6) 自らまたは第三者を利用して行われる脅迫的言辞、詐欺的言辞、暴力的行為、または法的な責任を超えて不当な要求をする行為。

(7) 未成年者の人格形成等に悪影響を与えるような行為。

(8) NCG の事前の承諾なく本件アプリおよび本件サービスを営利目的で利用する行為。

(9) 本件サービスの運営を妨げる行為。

(10) 公序良俗に反する行為、法令、条約、関係ガイドラインに違反する行為。

(11) 前各号に準ずる行為その他 NCG が不適当と判断する行為。

3. NCG は、利用者が前項に違反したことが判明した場合、事前に利用者に通知することなく、違反行為の是正、本件サービスの利用停止などの措置を行うことができるものとし、当該措置について、利用者に対し一切の責任を負わないものとします。

4. NCG は、利用者が第 2 項の禁止行為を行っている可能性があるとして判断した場合には、当該利用者に対し、事実確認のために必要な事項について問い合わせその他必要な調整を行うことができるものとし、利用者はこれに協力する義務を負います。利用者が NCG の調査に必要な根拠、資料等を示さない場合、NCG は、前項と同様の措置をとることができるものとし、当該措置について、利用者に対し一切の責任を負わないものとします。

#### 第 9 条（権利等）

1. 本件アプリ、本件サイトおよび本件サービスを通じて提供される情報（以下、あわせて「本件情報」といいます。）にかかる著作権その他知的財産権（以下「知的財産権」とい

ます。)は、NCG または正当な権利を有する第三者に帰属します。

2. 利用者または NCG が、第三者から本件情報について、知的財産権の侵害に基づく請求または訴訟提起（以下、あわせて「請求等」といいます。）を受けた場合、利用者または NCG は相手方に対してただちにその旨を通知するものとします。このとき、NCG は、自己の責任および負担にてこれを解決し、かつ利用者を免責するものとします。

3. 前項の定めにもかかわらず、請求等が利用者の責に帰すべき事由に起因する場合、利用者は自己の責任および負担において当該請求等を解決し、かつ NCG を免責するものとします。

4. 本件サービスにおいて使用される商標、ロゴおよびサービスマーク（以下、あわせて「商標等」といいます。）は、NCG または NCG にその使用を許諾する第三者の商標です。利用者は、NCG の事前の書面による承諾なく商標等を使用してはなりません。

#### 第 10 条（利用料）

1. 本件サービスの利用料（以下「利用料」といいます。）は、以下の各号のとおりとします。

(1) 初期費用： 15,000 円（消費税別/1ID 等）

(2) 月額利用料： 3,000 円（消費税別/1ID 等）

2. 利用料の支払方法は、申込書に記載のとおりとし、前項第 1 号に定める初期費用は利用契約の成立時に発生し、前項第 2 号に定める月額利用料は利用契約が成立した月の翌月 1 日より 1 ヶ月単位で発生するものとします。なお、利用契約が月の途中で終了した場合といえども、前項第 2 号に定める月額利用料について日割精算を行いません。

3. NCG 等は、理由の如何にかかわらずすでに支払われた利用料の返還を行いません。

4. 申込書に NCG の代理店企業（以下「代理店」といいます。）が記載される場合、NCG は、利用料の請求および収納代行にかかる業務を、代理店に委託するものとし、利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。

5. 第 2 項の定めにもかかわらず、利用者が利用料を支払期日までに支払うことができない場合、NCG は利用者に対して年 14.6%の遅延損害金を請求できるものとします。

#### 第 11 条（有効期間）

1. 利用契約は、第 2 条第 2 項に定める利用契約の成立日に発効し、利用契約が成立した月の翌月 1 日から 1 年間有効に存続します。ただし、期間満了日の 1 ヶ月前までにいずれの当事者も書面（電磁的記録を含む）にて終了の意思表示をしない限り、利用契約は、同一内容で 1 年間更新され、以後も同様とします。

2. 利用者は、前項の定めにかかわらず、別途 NCG が定める形式の書面（電磁的記録を含

む)により、解約の申込をすることにより、解約申込日の翌月末日をもって利用契約を解約できるものとします。

3. 本条に定める利用者からの終了の意思表示および通知は、利用者本人（法人の場合は代表者または申込書記載の担当者）から提出されるものに限りします。

## 第12条（解除・廃止）

1. NCGは、利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知、催告を要せず、ただちに利用契約の全部または一部を解除することができます。このとき、利用者は期限の利益を喪失します。

(1) 利用契約に違反し、NCGが相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反が是正されなかった場合。

(2) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てがあり、または租税公課その他の滞納処分を受けた場合。

(3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始または特定調停の申立てがあった場合。

(4) 利用者が振り出した手形または小切手が不渡りとなった場合。

(5) 営業停止処分または営業許可取消処分を受けた場合。

(6) 前各号のほか、NCGが、合理的な理由に基づき、利用者が利用契約の相手方としてふさわしくないと判断した場合。

2. NCGは、相当の期間を定めて利用者に通知することにより本件サービスの全部または一部を廃止することがあります。このとき、当該廃止に伴い、利用契約の全部または一部が終了するものとします。

3. NCGは、前項に定める本件サービスの廃止および利用契約の終了により利用者に発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

## 第13条（秘密保持）

1. 利用者およびNCG（以下、本条において「受領者」といいます。）は、事前に相手方（以下、本条において「開示者」といいます。）の書面による承諾を得ることなく、利用契約に基づき、開示時に秘密である旨を明示または通知のうえ、開示者が開示した技術情報または営業情報（以下、あわせて「秘密情報」といいます。）を第三者に開示または漏洩してはならず、また、利用契約以外の目的に使用してはならないものとします。

2. 前項の定めにもかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報の対象外とします。

(1) 開示時においてすでに公知となっているもの。

- (2) 開示後において受領者の責めに帰すべき事由なくして公知となったもの。
  - (3) 開示時において受領者がすでに保有していたもの。
  - (4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの。
  - (5) 秘密情報を用いることなく受領者が独自に開発したもの。
3. 本条第1項の定めにもかかわらず、法令に基づいて裁判所、政府その他行政機関から秘密情報の開示を求められた場合、受領者はただちにその旨を開示者に通知するものとし、そのうえで必要最小限度の範囲においてこれに応じることができるものとします。
4. 受領者は、必要最小限度の範囲を超えて秘密情報を複写または複製してはならないものとします。
5. 利用契約が終了した場合、または開示者が求めた場合、受領者は開示者に対してただちに秘密情報を返還または廃棄するものとします。なお、受領者は開示者に対して、秘密情報の廃棄後すみやかに廃棄証明書を提出するものとします。
6. 本条に定める受領者の秘密保持義務は、利用契約終了後3年間存続します。

#### 第14条（損害賠償・免責）

1. 利用者およびNCGは、相手方当事者に対して、利用契約の履行に関連して発生した通常の損害を賠償するものとし、第10条第1項に定める利用料（月額）を上限とします。ただし、この上限は、当該損害が有責当事者の故意または重過失によって生じた場合には適用されないものとします。
2. 前項の定めにもかかわらず、利用者およびNCGは、戦争、暴動、ストライキ、火災、事故、伝染病、地震、風水害その他不可抗力による履行遅滞または履行不能による相手方の損害について免責されるものとします。ただし、金銭債務の履行についてはこの限りではありません。
3. 本件アプリ、本件サイトおよび本件サービスを通じて提供される情報について、NCGはその正確性、適用性、有用性を保証するものではなく、いかなる責任も負いません。
4. NCGは、利用者が第8条第1項に定めるバックアップ等の措置を講じなかったことにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
5. NCGは、利用者が本件アプリ、本件サイトおよび本件サービスを利用するに当たり通信回線を通じて送受信される情報に関して、暗号化処理がなされている場合をいえども、その安全性・秘匿性について完全な保証を行うものではありません。

#### 第15条（権利義務の譲渡）

1. 利用者は、利用契約上の地位もしくは利用契約に基づく一切の権利または義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

2. NCG は、本件アプリ・本件サービスの提供にかかる事業の全部または一部を第三者に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い、利用契約上の地位、利用契約に基づく一切の権利・義務ならびに利用契約に基づき NCG に開示された利用者の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとします。この場合、利用者はかかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

#### 第 16 条（準拠法・合意管轄）

利用契約は日本法を準拠法とし、利用者と NCG との間に生じた利用契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 17 条（協議事項）

利用契約に定めのない事項または本規約の解釈に関する疑義については、利用者と NCG との間で誠意をもって協議のうえ解決します。

制定・実施 平成 29 年 9 月 1 日

改定 令和 7 年 10 月 2 日